

令和7年度

**第22期第7回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和7年12月5日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和7年12月5日(金) 午前10時から11時23分まで

場所 内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 協議事項1 第五種共同漁業権に係る令和8年度目標増殖量の事前協議について
- 2 報告事項1 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会について
- 3 報告事項2 第21回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会について
- 4 その他
 - (1) 特定外来生物の再放流禁止に関する要望書について
 - (2) 次回の委員会日程等について

出席委員

大瀬 公司 勝木 祥文 垣外 昇 中本 恵二 井上 亜貴
西根 麻里 金岩 稔 大野 研 栗田 潤
(※斜体字 Web 出席)

欠席委員

三谷 伸也

事務局

事務局長 小林 智彦
主幹 中西 健五
主査 葛西 学

行政

水産資源管理課
(漁業調整班)

主任 稲葉 駿

傍聴者

なし

計 13 名

○大瀬会長

ただ今から第 22 期第 7 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、委員総数 10 名中、欠席が三谷委員で、出席委員がWEB参加の勝木会長職務代理人、西根委員を含め 9 名ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、中本委員、大野委員にお願いします。本日傍聴人はお見えになりません。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただきますようお願いします。

それでは、議案 1「第五種共同漁業権に係る令和 8 年度目標増殖量の事前協議について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1-10 ページの漁業法抜粋をご覧ください。

目標増殖量については、漁業法第 168 条において、「内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してはならない」と規定されています。また、同法第 171 条第 3 項において、「内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する」と規定されていることから、当委員会が毎年度の目標増殖量を決定し、各漁業権者である漁業協同組合に通知するとともに、県公報に公示しています。

1-3 ページからの「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」をもとに、令和 8 年度の目標増殖量を算定しました。あゆの目標増殖量については、1-2 ページの A 3 横の表が算定一覧表です。また、あゆ以外については、1-11 ページから 1-24 ページまでの漁協別の算定表となっています。

すべての魚種の一覧表が 1-1 ページになります。漁協別でそれぞれ上段が本年度令和 7 年度の数量、下段が令和 8 年度の数量案で増減のあった箇所の下線を引いています。

あゆについては、名張川漁協が令和 7 年度 1,210 kg から令和 8 年度 1,510 kg に増加、櫛田川第一漁協が 150 kg から 210 kg に増加。櫛田川上流漁協が 350 kg から 260 kg に減少となりました。

あゆ以外の魚種においては、増加はなく、雲出川漁協のあまごなど 8 漁協の 9 魚種において減少となりました。

本日ご協議いただいた目標増殖量については、1-4 ページの取扱方針の 4（目標増殖量の事前協議）により、各漁協に対し、数量を示して意見を聴取する予定です。

次回の委員会で漁協から提出された意見についてご検討いただき、令和 8 年度の目標増殖量を最終決定いたします。

事務局からは以上です。

ご協議よろしくをお願いします。

○大瀬会長

ありがとうございます。本日の委員会で令和8年度の目標増殖量を協議していただいて、各漁協に提示するという事ですのでその点を踏まえて、ただいまの説明について、なにかご意見はございませんか。

○金岩委員

目標増殖量の放流量の期間は4月1日からですか。それとも1月1日からですか。

○事務局（葛西主査）

期間は令和8年度の目標増殖量としていますので、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。漁協へも具体的にその期間を記載して通知をさせていただいています。

○金岩委員

現実的に3月にあゆの種苗放流していますが、それは前年度の目標増殖量の放流量に換算されるのか、次の年度になるのか。3月に放流してもそれは令和8年度用の釣りのための放流なので、その目標増殖量の増殖義務を考えると令和8年度の釣りを対象とした放流というのは、令和8年度の目標増殖量に換算すべきではないのかなど。

○事務局（葛西主査）

各漁協からの増殖実施報告書を見せていただきますと、ごく一部ですけども3月と4月の放流日を同一の用紙で報告していただいている漁協もあります。事務局としては、機械的に、3月の放流は前年度の実績に、4月分は、当年度の実績としてカウントさせていただいています。

○金岩委員

去年放流したものを今年に釣っているということになっているわけですね。それを問題視するという意味ではなく、目標増殖量の換算方法などの見直しをするのであれば、そういう実情とかも踏まえたかたちでやらないといけないのではないかなと思います。

もうひとつ、あゆやあまごの発眼卵放流は、各漁協ベースで行っているのもあるし、有志で放流しているのもありますよね。目標増殖量に換算される放流量は、あくまで漁協の放流のみでしょうか。それとも、漁業権の行使される河川に放流される全ての放流量を換算すべきなのでしょうか。

○大瀬会長

うちの漁協で以前、松阪の釣りの会に卵放流してもらっているところがありました。そのようなものを言ってみえるのか。

○金岩委員

いろんな河川で有志の方々が放流しているのを換算していいのか。外すべきなのか。ルール上はどうなっているのか。

○大瀬会長

どれだけ放流しているかの報告はないかも。卵放流しているという話は聞いたけど、どれだけの卵かはあまり聞いていない。

○金岩委員

例えばオイカワだと、実質漁協がやっても、産卵床造成は、何か所という把握で面積把握はできていませんよね。造成しましたと報告があれば、一か所として換算して良いのか。あくまで漁協が主体となってやっていないといけないのか、それとも漁協が把握してさえいれば良いのか。そのあたりどうなのですか。

○事務局（葛西主査）

事務局としては、漁協から有志で放流した分はどうしたら良いかという問い合わせをいただいたことはありませんので、漁協からの報告書は、漁協主体でやりましたという内容と認識しています。オイカワの産卵床造成もか所数と面積も写真付けて赤枠で示してもらっています。

○金岩委員

会長が言われたようなケースもありますし、他にも釣り人が主体的にボランティアでやっているのがあります。その活動は、非常に素晴らしいものだと思いますので、できれば促進していきたいと思う一方、現状把握をできるような仕組みを作っておかなければいけない。漁協から報告していても漁協の費用がかかっていないのであれば、今のルールで目標増殖量を決める経費には、漁協の経費しか入らないじゃないですか。その点も問題視されていくのかなと思いますのではっきりさせておきたいというのが質問の意図です。

○事務局（葛西主査）

増殖実施報告書は、組合長の名前で納品書や放流等の写真を添付して提出されていますので漁協が主体で放流等をしたものとの認識でいます。

○金岩委員

漁協がお金を払っているかどうか、種苗代金を漁協以外が払っている場合もあると思いますが、必ずしも漁協が払ってはいなくてもはならないわけではないですよ。

○事務局（葛西主査）

添付書類として数量のわかる漁協名のわかる納品書や請求書を提出してもらっています。

○金岩委員

そうでないと放流量には認められないのですか。昨年議論した名張川漁協は種苗代を業者が負担して、放流をしたから経費が下がり、目標増殖量が増えたと理解していますが。

納品されたのは漁協ですか。お金払ったのは業者ですよ。

○勝木会長職務代理者

放流は漁協が行い、請求書は業者へ送付され、支払ってもらっています。

○金岩委員

納品書等の書類が整い放流していることが証明できれば、その分は換算されているという理解でよろしいか。

○事務局（葛西主査）

名張川の放流実績には、入れています。

○金岩委員

例えば大内山川漁協であまごの発眼卵放流を10年くらいは釣り人名義でやってきています。今までその分は放流実績に入っていないと思いますが、それは放流量も費用も漁協は把握しているはずですが、これまで実績として報告があったかという話ではなく、そういったかたちでも、放流実績として認められるのか、認められないのかということをお知らせしたいというのが意図です。

○大瀬会長

そのあたりを含めて、目標増殖量については、今後検討していかないといけないということよろしいですね。

名張川漁協は、今年度と更に令和8年度と増えますが、ご意見聞かせてもらえますか。

○勝木会長職務代理者

名張川漁協は例年どおりの方向で、釣果は年々上がっている状況にあると思います。一番のネックは、さきほどの工事業者負担分を別枠として考えていただければ、このような目標増殖量にはならないのかなど。一度見直していただければ、ありがたいと感じます。

○大瀬会長

はい。わかりました。本日の委員会で数量案を決定する必要があります。各漁協もがんばって収益上げたら放流量が増えるというのは大変つらいところですので、名張川漁協の特殊事情の報告を受けて、委員の皆さんに工事業者が放流した分も漁協の経費として認めるかどうかを伺いたいと思いますのでその点について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

1-3ページ以降にあります取扱方針につきましては、いろいろな課題があると認識しているところですが、現行の取扱方針に基づいて計算した数字があゆの場合は、1-2ページのとおりとなります。名張川漁協をみていただきますと令和5年度のあゆの放流費用を事故責任により、工事業者が負担されたということで、漁協の放流費用が極端に減っています。また、遊漁料収入は、令和6年度が漁協の努力により大幅に増えています。この

ように年によってばらつきが大きい場合、前回の委員会でも案としてお示しさせていただいた5中3。5年の最大と最小を除いたなか3年の平均とすると少し緩やかにはなりますが、そうするには、取扱方針の改正という手順を踏む必要があります。そこで実際放流したものの費用が工事業者負担で漁協の負担に入っていないということですが、本来ならば漁協で負担していたものとして、置き換えて計算してみますと令和7年度と同じ1,210 kgという目標増殖量になりますということをお場で報告させていただいて、この委員会で委員の皆さまの意見しだいで、目標増殖量案として1,510 kgから1,210 kgになる可能性もあると事務局では考えています。

○大瀬会長

事務局から報告がありましたように、工事業者負担を放流費用に入れると令和8年度の目標増殖量は令和7年度と同数になるということです。私としては、できたら令和7年度並みに抑えていきたいなと思いますが、委員の皆さんご意見をお願いします。

○井上委員

私も会長と同じ意見で工事業者が負担しなかったら漁協が負担しなければならず、令和7年度と同じくらいで良いのではないかと思います。

○金岩委員

基本的に賛成ですが、それを変えると去年や一昨年の目標増殖量も変わるとは思いますがそれは問題ないのかというのと、他の漁協にそういう事例がないかを聞かなくても良いのかどうか。それを問い合わせずにここだけを変えて良いのかと思いますが。

○事務局（葛西主査）

昨年度の3月に名張川漁協から意見をいただいて、この委員会で勝木会長職務代理者から特殊事情の説明がありました。委員の方々により意見交換していただきましたが、最終的には目標増殖量は変更しないと決議されています。あらためて、令和8年度目標増殖量について特殊事情をどう考えるか、昨年も認めていないのだから今年も認めるべきではないという意見になるかもわかりませんが。事務局としては、今回それを認めたら昨年委員会で決議されたことが誤りであったので訂正すべきだとかすべきではないとか言う立場にはないと思っています。

○金岩委員

昨年度目標増殖量が1,210 kgだったから頑張って1,000 kg放流したとしたら、それは名張川漁協にとっては多大な負担で損失だったかもしれないわけですね。そういう損失を生んだ責任を委員会はとる必要性はないかという懸念がひとつあります。もうひとつは昨年の12月の段階ではこのような情報はなかったのですから今の段階で変えるというのは良いと思います。そうすると他の漁協も同条件にしないといけないと思います。そのような事例はないですかと聞く時間的余裕があるのかという話なのですが。

○事務局（葛西主査）

漁協にそのような事例があるか照会する時間的余裕はありません。本日の委員会で令和8年度の数量案を決めていただいたら、すぐに各漁協に数量案を示して意見を聞きます。ですから同様の特殊事情などがあればその意見として提出されると思います。

○金岩委員

このようなものは、そもそも換算されると思っていなかったから意見がきていないだけかもしれない、きちんと説明しないといけないのではないかと思います。名張川漁協も当初はそう思って漁協の経費として入れていなかったわけじゃないですか。漁協が支払った分しか出てこないわけですよ。でも川に放流されている経費が他にあれば、かなり違いますし、普通には読み取れないと思います。ですからきちんと漁協に説明する必要性があり、それを反映するべきだと思います。

○栗田委員

今年は間に合わなくても仕方がないかなと。でも目標増殖量を決定するのにやはり過剰放流という可能性もあるので、そのような情報があるのであれば把握しておいた方が良いでしょう。

○大瀬会長

そのような事例はほとんどない。名張川漁協のこの業者は結構誠実だと思う。昨年の目標増殖量を決めたときには情報がなかった。今回これを認めるのであれば他の漁協にもそういうケースがあるかもしれないが、それははっきり言って自己責任であって、事務局としては自己責任で報告してくださいと。何かあれば問合せしてもらったら良いので、今回は名張川漁協のことについて協議してもらったらどうかと思います。

○勝木会長職務代理者

私も1年ほど前から委員会に参加させていただいて、まだよくわからない状況のなかで説明不足の部分もありましたが、こういう数字から3年平均のなかで変わっていくということもよくわかってまいりました。名張川漁協の立場でいえば、特殊事情を配慮いただければ、フラットな数字になってくると思いますのでありがたいと思います。

○大瀬会長

今の発言を受けてどうでしょう。名張川漁協の令和8年度目標増殖量は、特殊事情を考慮して経費を増やすというかたちでよろしいでしょうか。

ほかにご意見はございませんか。

それでは、協議事項1につきましては、今回協議のあったとおりにしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○大瀬会長

全員異議がないようですので、協議事項1については、今回協議された案により、各漁業権者に意見照会することとします。

続きまして、報告事項1「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会が令和7年10月10日13時30分からWeb併用で開催され、当委員会から金岩委員と事務局の葛西が出席しました。

資料2をご用意ください。2-1ページが次第です。

「効果的なカワウ対策及びアユ放流手法について」を国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所の坪井純一主任研究員が、「内水面漁協の経営改善について」を同研究所の中村智幸研究員が講演されました。

坪井講師の資料は2-5ページから2-19ページで実践されているカワウ対策と費用対効果の高いアユの放流技法についてをテーマに、中村講師の資料は2-20ページから2-25ページで内水面漁協が抱える課題と対策をテーマに講演されました。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

研修会に出席いただきました金岩委員、何かご感想やご意見等あればお願いします。

○金岩委員

カワウ対策の方は漁協でどうこうというよりは、県として対策をとという話なのかなと思いました。中村講師の話は漁協に直接繋がる話かと思いましたので、漁協にも情報を共有していただけたら良いのではないかと思います。

○大瀬会長

ありがとうございました。

続きまして、報告事項2「第21回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料3をご覧ください。

第21回全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会が11月4日（火）に大阪市で開催され、大瀬会長と事務局から小林事務局長と葛西が参加しました。

3-1ページの次第をご覧ください。5議事の第1号議案「令和8年度提案項目（案）について」から第3号議案まで資料1から資料5まで添付しています。

3-2ページからの資料1は、大瀬会長も連合会副会長理事として出席していただきました令和7年8月に開催された第1回漁場管理対策検討会の結果で、令和8年度提案項目案が決定されました。

3-27 ページからの資料2は、毎年実施しているアンケートの結果で中日本ブロック各府県の状況です。

3-65 ページからの資料3が資料1にある令和8年度提案項目案に対する追加提案項目等で、3-67 ページの外来魚対策については、3府県から修正意見がありましたが、山梨県の意見が採用されました。また、3-72 ページと3-73 ページには、新潟県から新規大項目の意見がありましたが、中日本ブロック内での意見として聞き入れるにとどめることになりました。

その他の項目では、提案のあった県の意見が採用され全国連合会事務局へ提出することとなりました。

3-91 ページからの資料4は、中日本ブロック内での照会事項等に関し情報共有がされました。

3-115 ページからの資料5で、来年度の開催が新潟県となっています。

また、水産庁管理調整課の鵜澤課長補佐から3-117 ページからの資料6「オオクチバス等に係る防除の指針の改定について他」の情報提供、さらには、近畿大学の細谷名誉教授から3-131 ページからの資料7「外来魚問題と内水面漁業」の話題提供がありました。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

ただいまの説明について、何かご意見はありませんか。

ないようですので次に進みます。

その他(1)「特定外来生物の再放流禁止に関する要望書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

資料4をご覧ください。特定外来生物(オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等)の再放流(リリース)禁止に関する要望書が4-1 ページ以降のとおり、三重県内水面漁業協同組合連合会ほか県内12 漁協から三重県内水面漁場管理委員会会長あてに提出されました。

内容は、オオクチバス等の特定外来生物による漁業権対象魚種への食害が深刻であり、遊漁者に釣獲した特定外来生物の再放流(リリース)を禁止する委員会指示発出の要望です。

本日は、その他事項として、要望書が提出されたことを委員会で共有させていただきま。なお、参考ですが、昨年(2022)の4月23日に開催された一期前である第21期の第22回委員会でも同様の意見書が提出されましたのでその他事項として共有させていただきました。その内容は、櫛田川自然再生推進会議の専門部会である外来魚対策コア会議というのがあり、これは国土交通省が事務局をしていて、委員にはこの内水面漁場管理委員会の委員も入っておられました。あと、津農林水産事務所の水産室や農林水産部のみどり共生推進課の担当者もオブザーバー等として参加している会議です。そこから内水面漁場管理委員会会長あてに委員会指示で外来魚対策、リリース禁止の発出の要望に係る意見書でした。当時の委員会で出された主な意見としては、委員会指示ではなく、地方公共団体のレベルで

条例を設けるしかないのではないか。こういう意見をいただいたことは、我々委員や県の担当者に周知させるということで決して無駄にはしてはいけない。そして、最終的にはサンフィッシュ科の魚類に悩まされている漁協の現状もあり、自然環境保全条例を管轄している農林水産部みどり共生推進課に委員会でこのような意見が出されたことを共有させていただきました。

事務欲からは以上です。

○大瀬会長

ただいま事務局から説明のありましたことについて、今後の対応等、ご意見をいただきたいと思います。

○金岩委員

前回の議論は、条例でやるべきだろうという話で、そのための動きをした結果、条例の改正ができなかったのであれば、それはかなりハードルが高いと考えて、委員会指示発令というのもこの委員会で協議していくべきなのかなと思います。ただ、もしこの委員会指示を発令するとするならば、対象河川は県内全てとなるのですか。それとも特定の河川とすることも可能なのでしょうか。

○事務局（小林事務局長）

条例や法令に基づいて行う規制で恒久的な場合は、三重県全域という話になりますが、委員会指示の場合は、臨時的とか補完的に場所を特定する性質のものになります。そして、他県の事例では全県というのもありますし、一部水系にかける委員会指示もあります。

○金岩委員

そうしますと各漁協で外来魚に対する対応が違うと思います。なので県全域でやるべきなのかそれともここは対象にしてもらおうと困るところもありうるので、そういう意見を収集する必要があると思います。そのうえで、リリース禁止にすることは、個人的には良いことだと思います。

○大瀬会長

ありがとうございます。先日の中日本ブロック協議会において、他県や水産庁の方へお聞きしていますのでその内容について、事務局からお願いします。

○事務局（小林事務局長）

中日本ブロック協議会において、水産庁の鵜澤課長補佐から説明がありましたオオクチバス等に係る防除の指針の説明が3-122 ページになります。オオクチバスの防除の指針で「捕獲してその場で直ちに放す行為（キャッチ・アンド・リリース）については、外来生物法で規制されていません。地域の実情により自治体の条例や内水面漁場管理委員会の指示等によりキャッチ・アンド・リリースや特定の魚種を目的とした採捕を禁止している場合があります。この手法の導入については、当該地域での状況や必要性を踏まえ個別に

検討することが必要です。」とありますので、各地域で検討して、状況を踏まえたうえで検討する必要がある認識しています。

ただ法令等で罰則が設けられていれば、違反すれば罰則規定を適用されますが、委員会指示の場合は違反があれば、県に裏付命令を出して、それでも違反する場合であれば県が罰則を適用する手順になっています。罰則ということになりますと、個人の利益をある程度損なうことですので、どうして委員会指示が必要かを具体的に、このような被害があるのでリリースはやめるようにという根拠が必要になってきます。その場合どうしてだめなのかという問いに対して、十分な回答をする必要があります。違反とされた人から訴訟を起こされる場合になると、委員会や県が被告となり訴えられるということも踏まえて、考えていかなければいけないと思っています。

○金岩委員

他県で委員会指示でリリースを禁止している場合、どのような対処をされていますか。

○事務局（小林事務局長）

3-31 ページに外来魚の再放流（キャッチ・アンド・リリース）の禁止に関する資料があり、条例又は委員会指示でキャッチ・アンド・リリースを禁止している県はあります。表内の効果及び課題と問題点や3-32 ページの外来生物に関する新たな取組等においても実効性を上げることが課題と回答されているような状況です。

また、中日本ブロック構成県でもある和歌山県で一昨年にキャッチ・アンド・リリース禁止の委員会指示について他県の状況を参考に検討をされたようですが、新たな委員会指示の発令までには至らなかったと中日本ブロック協議会でお聞きしました。

○事務局（葛西主査）

4-27 ページに委員会指示についての説明があります。委員会指示には罰則はないが、従わないときは知事に対して裏付命令を出して、知事が裏付命令を出したにも関わらず、なお指示に従わないときは、罰則が与えられるということです。

また、委員会指示も条例等と同様に不特定多数の人に対して、ある一定の制限をかけますので、県としてはパブリックコメントを求める必要があります。出されたパブリックコメントに対してこちらの回答も示さなければなりません。ただ被害があるから委員会指示を出しましょうではなく、一般の方から被害の数字的根拠を示せと言われたときに、漁協にアンケートを取ってどれくらいの被害が出ているか具体的なデータ等を集める準備をする必要もあるかと思います。

○金岩委員

他県もおそらく同じような手続きに則り発令しているはずですよ。そのあたりを先行事例として収集すればと思います。どのようなパブリックコメントがあったのか、どういう対応をしたのか。それによってハードルがどれくらい高いのかも把握できると思いますし、全ての漁協にも被害状況を聞いて、事前情報を集める必要があると思います。

○栗田委員

委員会指示が漁業権魚種でないオオクチバスを釣っている人たちにもその権限が及んでも良いのですか。

○事務局（中西主幹）

漁業権対象魚種以外であっても委員会指示をかけることはできます。

○金岩委員

例えばコイは漁業権魚種の漁協もあればそうではない漁協もありますが、委員会指示で全水域で放流が禁止されています。

○栗田委員

それは漁業権のあるところにコイの病気が広がる可能性があるのでは。

○金岩委員

もちろんそうですから、漁業権のある河川のみに委員会指示を限定するのか。それとも全域にするのかを含めて議論すれば良いのではないのでしょうか。

○栗田委員

それは問題ないのですか。

○事務局（小林事務局長）

はい。

○大瀬会長

ほかにご意見ございませんか。この外来種のリリースの関係については、急に意見書が出されたことですので、なかなか難しいことだと思います。先ほど事務局長が言われましたが、和歌山県の状況をみてもいろいろ課題があり難しい問題だと思いますが、今後検討していく必要がありますから、本日の資料を委員の皆さんで勉強していただいて、これからの委員会において、検討していくということで、継続審議とさせていただきます。

続きまして、その他（２）「次回委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

今回は、来年1月下旬から2月上旬の開催で内容は、「第五種共同漁業権に係る目標増殖量について」、先ほど決めていただいた目標増殖量案について、漁協に意見を求め来年度の目標増殖量を決定したいと思います。あと加えて、「小型機船底びき網漁業に関する漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」、「漁業法第90条に基づく資源管理の報告について」等を予定しています。

後日メール等でご都合をお伺いする予定ですのでよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○大瀬会長

事務局からまた連絡があると思いますので出席よろしくお願ひします。長時間ありがとうございました。

以上で本日の議案審議は、終了しました。これをもちまして、委員会を閉会いたします。